

居宅介護支援事業

重要事項説明書

指定居宅サービス事業所

医療法人社団 健育会

大崎ひまわり訪問看護ステーション

事業所番号 0461590085

〒989-6154

宮城県大崎市古川三日町2丁目3-43

TEL (0229) 25-5098

FAX (0229) 25-5084

医療法人社団 健育会 居宅介護支援事業 重要事項説明書

＜令和 7年 12月 1日現在＞

1 事業所の特色等

- (1) 事業の目的 : 医療法人社団 健育会が開設する大崎ひまわり訪問看護ステーション（以下、「事業所」といいます。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下、「法」といいます。）第7条第18項に規定する指定居宅介護支援事業（以下、「事業」といいます。）の、基本方針として法第7条第3項及び第4項に規定する要介護者（以下、「利用者」といいます。）の立場にたったサービスが提供できるように、個々の解決すべき課題、その心身の状態や置かれている環境などに応じて保健、医療、福祉サービスの総合的、効率的な提供を図り、利用者が満足できるサービスを受けることができるよう支援することを目的とします。
- (2) 運営方針 : ① 事業に従事する介護支援専門員及びその他の従業者（以下、「介護支援専門員等」といいます。）は、利用者の自立の支援及び生活の質の向上を図るために専門的な能力を十分に發揮し、支援するように心がけるものとします。
② 事業の実施にあたっては、関係機関である市町村や地域の在宅サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
③ 公正中立性を確保し、サービス提供主体から実質的に独立した事業所として、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントの実施に努めるものとする。
④ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした定期的な会議を開催し、現に抱える処遇困難ケースの処遇方針や過去に取り扱ったケースについての問題点及び改善方策等を議題として検討し、ケアマネジメントの質の向上に努めます。

2 居宅介護支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 健育会
代表者名	竹川 節男
所在地・連絡先	(住所) 東京都板橋区桜川二丁目19番1号 (電話) 03-3233-1105 (FAX) 03-3233-1731

3 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人社団 健育会 大崎ひまわり訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 宮城県大崎市古川三日町2丁目3-43 (電話) 0229-25-5098 (FAX) 0229-25-5084
事業所番号	0461590085
管理者の氏名	紺野 佳織

(2) 事業所の職員体制

職種	勤務形態	人員	職務内容
管理者	常勤	1名	所属職員の指導監督及び運営の総括
介護支援専門員	常勤	1名以上	居宅介護支援業務

(3) 通常の事業の実施地域

大崎市・美里町・登米市・涌谷町・加美町

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日及び営業時間

営業日及び休日		営業時間
営業日	月曜日から金曜日	8：45～17：30
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日・12月30日～1月3日	—

4 事業の内容

(1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼を受け、利用者との面接・相談を行ない、下記の内容にて実施します。(3-(2)事業所の職員体制 ※1)

- 1 居宅サービス計画の作成。
- 2 課題分析の実施。
- 3 居宅サービス原案の作成。
- 4 サービス担当者会議の開催。
- 5 居宅サービス計画の説明及び同意。
- 6 居宅サービス計画の実施状況等の把握、評価。
- 7 居宅サービス事業者、施設への紹介や連絡調整等。

(2) 利用者は、事業の提供を受けるにあたり、利用者の主体的参加による居宅サービス計画に基づいて、居宅サービス事業者選択の為の複数事業所の紹介を求めるとともに、紹介する事業者選定理由の説明を求めるることができます。

また、事業者は、文書交付とともに懇切丁寧な説明に努め、利用者の理解を必ず署名により得るものとします。

(3) 新規に利用を開始する場合及び利用後6か月ごとに利用者に対し、利用するサービスの割合と利用するサービス事業者の割合を文書及び口頭により説明し、サービス割合説明書(重要事項説明書別紙)により利用者の理解と同意を得るものとします。

5 利用料、その他の費用

(1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当事業が法定代理受領サービスであるときはその0割の額とします。

(利用者自己負担はありません。)(別表1-1)(別表1-2)

(2) 提供した事業が、利用者の介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、利用料金の全額を一旦お支払いいただき、事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。

後日、サービス提供証明書を市町村の窓口に提出していただき、該当する利用料金の払い戻しを受けることができます。

6 利用料等のお支払方法

5-(1)で示す内容により、当事業所からの請求はありません。

7 事業所が提供する事業内容に関する苦情等相談窓口

(別表2)の利用者相談窓口及び苦情申し立て機関を参照してください。

8 事故発生時及び緊急時等における対応方法

利用者に対する事業の提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、関係機関及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとします。

9 損害賠償について

(1) 介護支援専門員等は、利用者に対する事業の提供にあたって万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることができるものとします。

(2) 介護支援専門員等は、万が一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入します。

1 0 守秘義務

- (1) 介護支援専門員等は正当な理由が無い限り、事業の提供にあたって知り得た秘密を保持するものとします。
- (2) 介護支援専門員等が退職した後でも、在職中に知り得た秘密を漏らすことが無いように必要な措置を講ずるものとします。

1 1 個人情報の収集または提供する場合の目的及び内容

個人情報を収集または提供する場合の目的及び内容について、事業所が次の内容の場合に情報を収集します

たは提供することに、同意書をもって同意を得るものとする。

- (1) 医療サービスを希望する場合の主治医からの意見の収集。
- (2) サービス担当者会議等における他事業所や居宅サービス事業所への居宅サービス計画等の内容を提供。
- (3) 適切な事業が提供できるように、他事業所や居宅サービス事業者との連絡調整に伴う情報の収集及び提供。
- (4) 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合に、居宅サービス計画及び実施状況に関する情報の提供。
- (5) その他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合に、居宅サービス計画及び実施状況に関する情報の提供。
- (6) 事業所において利用者または利用者の家族の緊急事態発生の情報を得た場合、すみやかに公的機関（救急車など）や医療機関へ連絡することでの情報の提供（緊急時シートの活用）。
- (7) 上記（1）～（6）以外に情報提供及び収集しなければならない時は、事前に利用者並びに利用者の家族に説明し、同意書をもって同意を得るものとする。

1 2 情報の保存・開示義務

- (1) 事業所は、利用者の居宅サービス計画及びその他の事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業所の営業時間内にその事務所において、当該利用者に関する記録を閲覧でき、またはその複写物の交付を、実費相当の費用負担により受けることができるものとします。
- (3) 事業所は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、または利用者から申し出があった場合は、当該利用者に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

1 3 事業継続計画の策定

事業所は、非常災害時及び感染症発生時に利用者への継続的な事業の提供を行うため、以下に掲げる必要な対策を図るとともに、従業者への周知徹底と体制作り等を講ずるものとします。

- (1) 非常災害発生時及び感染症発生時の必要な具体的な計画（事業継続計画）の策定と見直し
- (2) 関係機関への通報及び連絡体制の整備と従業者への周知徹底
- (3) 関係機関や地域住民との連携
- (4) 定期的な避難、救出及び感染予防対策等その他必要な研修及び訓練の実施

1 4 虐待防止

- 1 事業所は、事業者の計画に従い、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のための基本方針を策定し、次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 事業所における虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者への周知徹底
 - (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施
 - (3) 虐待防止措置を適切に実施するための責任者の設置(別表3)
 - (4) 成年後見制度の利用支援
 - (5) 苦情解決体制の整備
 - (6) その他、虐待の防止等のため必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者等を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1.5 感染症対策に関する事項

- 事業者は、事業所において感染症が発生またはまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者への周知徹底
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施

1.6 その他、留意事項

- (1) その他の運営に関する事項
 - ① 事業所は社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るための研究・研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備します。
 - ② この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。
- (2) 事業所は、職場におけるハラスメントを防止し、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、利用者及び介護支援専門員等の職場における環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (3) 居宅サービス計画に基づく居宅サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- (4) 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり・なし
第三者による評価の実施状況	あり・なし
実施内容	第三者評価実施年月日
	第三者評価実施機関
	第三者評価開示状況

令和 年 月 日

事業の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者名 所在地 東京都板橋区桜川2丁目19番1号
名 称 医療法人社団 健育会
事業所名 所在地 宮城県大崎市古川三日町2丁目3-43
名 称 大崎ひまわり訪問看護ステーション
(事業所番号) 0461590085
代表者 竹川 節 男
管理者 紺野 佳織 印

説明者 (所属) 大崎ひまわり訪問看護ステーション

(氏名) _____ 印

私は、本書面により、事業者から提供される事業についての重要事項の説明及びサービス利用割合説明書（重要事項説明書別紙）による説明を受けました。

また、条項第11項（1）～（7）に記載された個人情報の収集または提供をする場合について、これに同意します。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<署名代行者兼連帯保証人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

署名代行の理由 _____

(別表1-1)

利用料及びその他の費用は、下記の通りとします。(下記利用料及び加算料金は、介護保険の適用となる場合は全額介護保険による負担となります。)

算定区分		認定区分	利用料	備考	
居宅介護支援費(Ⅰ)	居宅介護支援費(i)	要介護1・2	10,860円	利用料の50%を算定する場合 ・利用者に居宅サービス計画の説明、並びに居宅サービス計画の利用者及びサービス担当者への交付を行わなかった場合 ・特段の事情なく、月1回の利用者居宅訪問及び居宅サービス計画実施状況の把握と結果の記録を行わなかった場合 ・要介護認定や要介護認定更新があった場合に、サービス担当者会議・担当者に対する照会等による居宅サービス計画内容について、担当者会議を行わなかった場合 ・ケーブルに位置付ける複数の居宅サービス事業所の紹介及び当該事業所を位置付けた理由を求めることが可能である説明を行わなかった場合 ・上記内容が2ヶ月続いた場合は利用料を算定しない	
		要介護3・4・5	14,110円		
	居宅介護支援費(ii)	要介護1・2	5,440円		
		要介護3・4・5	7,040円		
	居宅介護支援費(iii)	要介護1・2	3,260円		
		要介護3・4・5	4,220円		
居宅介護支援費(Ⅱ)	居宅介護支援費(i)	要介護1・2	10,860円	利用者に居宅サービス計画の説明、並びに居宅サービス計画の利用者及びサービス担当者への交付を行わなかった場合 ・特段の事情なく、月1回の利用者居宅訪問及び居宅サービス計画実施状況の把握と結果の記録を行わなかった場合 ・要介護認定や要介護認定更新があった場合に、サービス担当者会議・担当者に対する照会等による居宅サービス計画内容について、担当者会議を行わなかった場合 ・ケーブルに位置付ける複数の居宅サービス事業所の紹介及び当該事業所を位置付けた理由を求めることが可能である説明を行わなかった場合 ・上記内容が2ヶ月続いた場合は利用料を算定しない	
		要介護3・4・5	14,110円		
	居宅介護支援費(ii)	要介護1・2	5,270円		
		要介護3・4・5	6,830円		
	居宅介護支援費(iii)	要介護1・2	3,160円		
		要介護3・4・5	4,100円		
各種加算		加算利用料		備考	
初回加算		3,000円		・新規に認定を受けて、居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援者が要介護認定を受け、居宅サービス計画を作成する場合または要介護状態区分が2区分以上変更され、居宅サービス計画を作成する場合	
入院時情報連携加算	(I)	1月につき	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院した当日に、その病院又は診療所の職員に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等に係る必要な情報を提供した場合	
	(II)	1月につき	2,000円	利用者が病院等に入院した日から3日以内に、その病院等の職員に対し、当該利用者の心身の状況や生活環境等に係る必要な情報を提供した場合	
退院・退所加算	(I)イ	1月につき	4,500円	医療機関や介護保険施設等から退院・退所にあたり、当該医療機関等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で1回受けている場合	
	(I)ロ	1月につき	6,000円	医療機関や介護保険施設等から退院・退所にあたり、当該医療機関等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けている場合	
	(II)イ	1月につき	6,000円	医療機関や介護保険施設等から退院・退所にあたり、当該医療機関等の職員から利用者に関する必要な情報提供をカンファレンス以外の方法で2回受けている場合	
	(II)ロ	1月につき	7,500円	医療機関や介護保険施設等から退院・退所にあたり、当該医療機関等の職員から利用者に関する必要な情報提供を2回受け、うち1回以上はカンファレンスの場合	
	(III)	1月につき	9,000円	医療機関や介護保険施設等から退院・退所にあたり、当該医療機関等の職員から利用者に関する必要な情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスの場合	
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円		在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	
通院時情報連携加算		1月につき	500円	病院等の受診に同席し、医師等に心身の状況及び生活環境等の情報提供を行い、医師から必要な情報提供を受けて居宅サービス計画に記録した場合	
緊急時等居宅カンファレンス加算		月2回まで	2,000円	病院又は診療所の求めにより、その病院又は診療所の医師若しくは看護師等と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてその利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関して調整を行った場合	
特定事業所加算(Ⅰ) 特定事業所加算(Ⅱ) 特定事業所加算(Ⅲ)		1月につき	5,190円	厚生労働大臣が定める要件を満たし、承認された場合に算定	
			4,210円		
			3,230円		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		基本利用料に5%加算		事業所が通常の事業実施地域を越えて、中山間地域等に居住する利用者に居宅介護支援を行った場合	

(別表1-2)

サービス内容		単位数	備考
介護予防ケアマネジメント費	要支援1	442単位	1月につき
	要支援2		
介護予防ケア初回加算		300単位	
委託連携加算		300単位	

(別表2) 利用者相談窓口及び苦情申し立て機関

利用者相談窓口 担当者 紺野 佳織	利用時間 平日 午前8:45～午後5:30 (但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。) 利用方法 電話 0229(25)5098 面接 自宅等訪問又は来所
大崎市 民生部 高齢障がい福祉課 高齢福祉担当	利用時間 平日 午前9:00～午後5:00 利用方法 電話 (0229)23-6085 面接 自宅等訪問又は来所
美里町 長寿支援課 介護保険係	利用時間 平日 午前9:00～午後5:00 利用方法 電話 (0229)32-2941
登米市 長寿介護課 長寿社会係	利用時間 平日 午前9:00～午後5:00 利用方法 電話 (0220)58-5551
涌谷町 福祉課 福祉班	利用時間 平日 午前9:00～午後5:00 利用方法 電話 (0229)25-7903
加美町 高齢障がい福祉課 高齢者福祉係	利用時間 平日 午前9:00～午後5:00 利用方法 電話 (0229)63-7872
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	利用時間 平日 午前9:00～午後4:00 利用方法 電話 022(222)7700

(別表3) 虐待防止等責任者とその職務

担当者	職務
虐待防止等責任者 紺野 佳織	①委員会の設置及び開催と結果・内容の従業者への周知徹底 ②虐待防止等研修計画作成及び実施 ③苦情解決体制整備、その他虐待防止等の必要な措置等

(地域包括支援センター等関係機関との連携)

- ・ 事業所が地域包括支援センターから支援困難ケースを紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備し、支援を行う。
- ・ 事業所は、地域包括支援センター等が実施する事例検討会議等に積極的に参加し、専門性の向上及び質の高いケアマネジメントの実施に努める。

